

提出日：平成27年6月1日

担当部・課：産業部商工課〔内線3522〕

<p><b>① 件 名</b></p>
<p>石巻市まちなか再生計画について</p>
<p><b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b></p>
<p><b>【背景】</b>          国は、被災地域における商業を復興し、まちなかの活性化を図るために、市街地における商業集積や商店街再生の基本的な指針として、「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」を本年3月に策定した。          当指針は、まちなか再生を進める上で、地元住民の意見を反映するための協議会や知見・ノウハウを有する専門家を活用し、まちなか再生計画や商業施設整備計画の策定、商業施設等の整備及び管理運営を精査するといった手順が示されている。</p> <p><b>【目的】</b>          まちなか再生計画を策定することにより、まちづくり会社等への商業施設等の整備に対する支援、市民生活を支える商業機能の回復を図るとともに、まちなかにぎわいを取り戻し、雇用創出に資する企業立地や復興の加速化を図る。</p>
<p><b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b></p>
<p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】          第1章 ともに創る協働のまち          第3節 市民満足度の高い行政サービスを提供する          2 行政サービスの質の向上を図る          【〔震災復興基本計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕】          第2章 復興の基本的な考え方          基本理念2 産業・経済の再生</p>
<p><b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b></p>
<p>平成26年8月 復興庁との事前協議開始          平成27年2月 地域関係者による協議会（街なか創生協議会）から意見聴取          平成27年4月 復興庁外部評価委員会による事前現地視察</p>
<p><b>⑤主な内容</b></p>
<p>平成26年3月20日付け復本第379号通知（「東日本大震災被災地域におけるまちなか再生計画に関する通知について」）に係る実施要領に基づき、「まちなか再生計画」を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. まちなか再生計画の概要</li> <li>2. まちなか再生計画の対象区域</li> <li>3. 対象区域の土地利用計画（ゾーニング・動線計画）</li> <li>4. 施設等整備計画（住宅・公共施設・商業施設）</li> <li>5. 街の魅力向上に向けた取組み・方針・計画</li> <li>6. 再生計画の地域経済への波及効果</li> <li>7. 再生計画の実施体制、組織及び事業のスケジュール</li> </ol>

<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の認定によって、計画区域（＝中心市街地区域）内における市街地再開発事業実施主体が、「津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）」（以下「津波補助金」）を活用し、まちづくり会社等が行う商業施設整備に要する費用に対しての補助（補助率：最大4分の3）を申請することが可能となる。</li> <li>・現下では、民間施行の「中央三丁目1番地区」市街地再開発において津波補助金を活用予定。 ※復興交付金による民間施行の市街地再開発事業は、市の財政負担なし。</li> </ul>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p>まちなか再生計画は2自治体において策定済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県女川町：平成26年12月1日申請、平成26年12月19日認定。</li> <li>・岩手県山田町：平成27年2月27日申請、平成27年3月24日認定。</li> </ul>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>宮城県を通じ、内閣総理大臣（復興庁）認定を申請（市より県へ5月22日付提出済み）</p> <p>※今後、津波補助金を活用する市街地再開発事業の進捗に合わせ、必要に応じ計画変更を行う。</p>